

総務常任委員会
予算・決算常任委員会総務分科会

(平成26年9月10日)

○ 森 康哲委員長

それでは、皆さんおはようございます。

昨日に引き続き、総務常任委員会を開会します。

昨日お伝えしたとおり、請願第8号国連人権規約委員会の「秘密保護法に関する意見」の尊重を求める意見書の提出について審査をいたします。

請願第8号 国連人権規約委員会の「秘密保護法に関する意見」の尊重を求める
意見書の提出について

○ 森 康哲委員長

それでは、初めに事務局から朗読をお願いします。

(事務局朗読)

○ 森 康哲委員長

それでは、請願者から趣旨説明、意見陳述をしていただきます。請願者の方は理事席の1列目にご着席ください。

なお、傍聴者が10名、報道関係者が1名入られております。

よろしいでしょうか。それでは、趣旨説明をお願いします。

○ 請願者（加藤）

請願者である、秘密保護法を考える四日市の会代表の加藤でございます。よろしくお願
いいたします。

意見陳述をさせていただきます。

趣旨説明と補足を含んでおります。また、本日、資料として配付していただいたものについて説明をいたしますと、1カ月間、運用基準あるいは施行令について、この特定秘密保護法に関するパブリックコメントが実施されたのですが、その結果をいまだ公開することなく運用基準の策定をするために、本日開かれる予定の情報保全審査会議に対して申し

入れをされました、ある市民団体の要望書を資料として配付しております。

また、2つある新聞記事のうち、右手のものが私どものふだんの活動を示すものです。その中で、写真で集団的自衛権行使反対とプラカードを持っているのがありますが、これを裏返しますと、特定秘密保護法廃止というふうになっております。

平成26年7月24日、国連自由権規約委員会は日本政府に対して正式に勧告を行いました。政府はこの勧告を重く受けとめて、この法律を根本から見直していただきたいと思っております。自由権規約第19条は表現の自由に関するものです。以下、その第19条を読み上げてまいります。

全ての者は干渉されることなく意見を持つ権利を有する。2、全ての者は表現の自由についての権利を有する。この権利には口頭、手書き、もしくは印刷、芸術の形態、またはみずから選択する他の方法により、国境とのかかわりなくあらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。3、以上の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。a、他の者の権利または信用の尊重、b、国の安全、公の秩序または公衆の健康もしくは道徳の保護、以上が自由権規約第19条でございます。

この第19条に基づいて、国が秘密を指定するにはその目的を明確に説明し、厳格な定義づけと適法かつ必要最小限の情報とし、誰であっても本当に人のためになる情報を拡散させたことによって罰せられてはならないとされています。特定秘密保護法は、これらの必須条件を満たしておらず、この法律はジャーナリストをおびえさせるばかりか、民間人の知る権利、人権を抑圧する危険が高いと判断されているのです。

ちょうどこの日から始まった日本での特定秘密保護法施行令や運用基準などについてのパブリックコメントは、1カ月間で2万3820通集まったといます。それだけ関心の高い法律だと思います。

また、次の段落ですが、独立した審査機関として、政府が設置しようとしております内閣保全監視委員会やほかの機関は、自由に全ての情報に近づくことが全くできない状況で仕事をしなければなりませんし、秘密を指定した側が拒否すれば強制して開示させる権限も与えられておりません。国会法改正によって成立した国会内の情報監視審査会は、衆参両議院に常設とはいいいながら、それぞれたった8名の委員にとどまっており、多数派の党からの委員がほとんどを占める、そして、少数党の意見を反映できない構造になっており

ます。

そこで、第三者機関としての働きが本当にできるのか疑問でございます。集团的自衛権と特定秘密保護法が結びつくとき、国民の意見と乖離したまま少数の人の判断で行使容認行われてしまうのは本当に危険なことです。その結果を仕方がないと受け入れるのはまだ早く、今はそういう状況を生まないように、国民主権をないものにしてしまうこの法律を徹底して批判しなければならないと思います。

小手先の運用基準や施行令などでそれが修正できるかという点と難しいと思います。廃止を含めた抜本の見直しを行い、国連自由権規約委員会からの勧告を尊重するよう、政府に対し意見書を上げていただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○ 森 康哲委員長

ありがとうございました。

請願者の趣旨説明はお聞き及びのとおりでございます。

委員から請願者へのご質疑がございましたら挙手をお願いします。

○ 樋口龍馬委員

お疲れさまです。よろしく申し上げます。

請願事項を拝見しますと、意見について尊重を求めるということをお願いしてほしいということなのですが、この請願事項で趣旨が達成できるかと言われると、少し趣旨と請願事項にずれがあるように感じるんですけども、そのあたりについてご説明いただければと思います。

○ 請願者（加藤）

国連自由権規約委員会が勧告した内容は、これは本当に抜本の見直しが必要ではないかというようなことで、端的に言えばそういうことでございます。運用基準や施行令などの末端の部分についていろいろ修正とかを行っても、私がこの条文を読みましたが、とにかく秘密の指定範囲が、その他とかいろんなことがたくさん書かれておりましたし、何とでもとれるようなことがいっぱいあるというのが条文と、それに附則として出ております別表のようなものを見ましても、そういう項目が非常に多いと感じました。

ですから、確かにずれがあるとおっしゃるのはもっともかもしれませんが、この国連自由権規約委員会からの勧告を本当に尊重するというふうなことをするためには、廃止ということをしないと応えられない、国連自由権規約委員会からの信用回復は得られないのではないかと私は思っております。

以上です。

○ 森 康哲委員長

樋口委員よろしいですか。

○ 樋口龍馬委員

はい。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

他に意見もないようですので、請願者に対する質疑を終了いたします。請願者の方はもとの傍聴席へお戻りください。

それでは、理事者から補足説明があればお願いしたいと思いますが、何かございますか。

○ 辻総務部長

特にないです。

○ 森 康哲委員長

それでは、質疑を終結し討論に移りたいと思います。

討論のある方はご発言願います。

○ 山口智也委員

本日はお疲れさまです。

私は不採択の立場で討論をさせていただきます。

この国連自由権規約委員会は、本年7月24日に総括所見を公開して、さまざまな課題を出されて、その一つが特定秘密保護法に関する部分であるというふうに認識しております。

国連自由権規約委員会は、要するにその規約第19条、すなわち表現の自由、これに特定秘密保護法が反しているのではないかということを描きしてありまして、その審査の中で、ある委員から、特定秘密保護法と表現の自由に関する質疑があり、そして、それに対して日本政府代表団は次のように弁明をしております。

日本政府は、表現の自由を最大限保障している。情報公開制度は特定秘密保護法にも適用される。自由権規約第19条は国の安全、公共の秩序に基づく一定の制約を認めている。つまり、先ほども条文を読まれましたけれども、権利の一方で責任や義務を負うということでもあります。したがって、特定秘密保護法は自由権規約第19条に反するものではない、こう言っております。また、秘匿性の高い情報を保護する制度、その指定と解除に関する制度は、アメリカやイギリスでも整備をされていると。秘密の定義や指定の要件は法的に日本でも明確にされております。特に秘密性の高い、限定的で具体的な情報に限って秘密を指定するものでありまして、決して行政機関の恣意的な運用はなされないと、こう日本代表団も言っております。

ご存じのように、行政機関の長というのは、有識者会議の意見を聞いて首相が決定した統一基準にのっとり特定秘密の指定をすることになってありまして、行政機関の長が勝手に指定をできるものではないでございます。

また、当時、この法律を成立させる過程の中で修正協議がございまして、その対象の一つに、その他の重要な情報という文言が当時入ってございました。これは秘密の範囲を拡大するおそれがあるということで、これを削除いたしまして、恣意的な指定ができないようにしたわけでございます。

また、処罰の対象についてなんですけれども、これも代表団はこのように言っております。特定秘密保護法第24条により、自己の不正の利益を図る場合にのみ取り締まりの対象となると。つまり、6月定例会議のときにも申しましたけれども、正当な取材行為は処罰されないということでありまして、これは同法第21条第2項にも規定されております。報道目的の取得の場合は処罰されないと、同法第22条にも報道の自由に配慮する旨が定められております。

したがいまして、このような規制は、国民の知る権利を不当に制限するものではなく、自由権規約第19条と整合的であると結論を述べております。

私も、この日本政府が主張するように、特定秘密保護法は決して自由権規約第19条の表現の自由に反するものではないというふうに考えております。前回の6月定例会議会の請願の際にも申しましたけれども、この法律の必要性というのは当然あるわけでありまして、ただ、一番懸念される知る権利や報道の自由、また、表現の自由も保護されるということは法律にも明記されております。

以上のことから、請願に対しましては、不採択の意志を表明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○ 森 康哲委員長

他にございますか。

○ 山本里香委員

請願趣旨の説明をいただきましてありがとうございました。

前回からは趣旨をとといいますか、論点を変えての、今回は国連自由権規約第19条違反ということについての請願内容の趣旨説明をいただきました。

先ほどから自由権が、あるいは発言権が、知る権利が、今現在の時点でも、例えば公民館での市民意見の掲示とかそういうことに関しても、大きく制約がかかっているようなことが、これはこの特定秘密保護法に絡めて、やはり皆さんが神経を使うというようなことがあったりして起こってきています。特定秘密保護法案制定以前であっても、例えば私たちには知らされない、国民には知らされないけれども、国民の利益に必要かどうか、大変不利益になるようなことも含めて、例えば機密費の問題であるとか、それから、大きく大きく問題であるとは思いますが、戦後のいろいろな書類の問題で秘密という形で存在をしてきたことは事実です。

ですから、今後、この特定秘密保護法案というものが私たちの考えることに必要な知る権利を迫害していかないということは、今、国連自由権規約委員会での答弁があった内容について、今の政府がそのように言っていますけれども、これは政治の中枢に立つ者が善なる者という解釈のもとに、それはきちんとしてもらうという形の中で進められることで

すけれども、今までの歴史を鑑みるに、このことについては大変不安があることも事実です。世界的な流れの中に自由とか民主化とかいう、そういう流れの中、この自由権規約もあり、ツワネ原則などという状況の中で、この特定秘密保護法案に関しては大きく問題がある。

一番問題なのは、この範囲が曖昧であるということ。その他という文言が消えたとしても、これは大変、市民、国民に不安を与える、この曖昧さが残ったままであるということについて、大きく大きく懸念をいたします。

この特定秘密保護法案に関する内容は、いろいろな立場から、市町村で内容は少しずつ違う部分がありますが、廃止であるとか、凍結であるとか、見直しであるとかという意見書や請願が採択されて上がっています。これは、4月の時点です。ちょっと、今現在ではなく、ことし4月の時点で、市町村では127自治体から意見書が上がっている。そして、また、審議がされたところは、それにさらに加えてあるわけですけれども、慎重に考え、そしてまた、知る権利、あるいはそれが民主的な国のあり方の根幹にかかわることということで問題があるとして、この請願を採択し、意見書を上げるということに賛成をしたいと思います。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 毛利彰男委員

この請願の趣旨に賛同します。採択すべきだというふうに思っています。まさにこの特定秘密保護法は、一口で言うならば、民主国家への逆行と、悪法であると、こんなふうに思います。

それで、今回、国連自由権規約委員会からこういう指摘を受けたということですが、大きなお世話だと私は思っています。しかし、その指摘の内容は、まさに私の思いと同じだし、日本弁護士連合会が考えていらっしゃる考え方とも合致しているということで、国際的にも、あるいは日本弁護士連合会、そういう法律をつかさどる方もそういう方向でおっしゃっているということで、まさにこの請願の趣旨については納得できるものであるというふうに思っています。

具体的には、この国連自由権規約委員会が指摘している特定秘密の指定には厳格な定義

が必要であるということ、それから、2番目に制約が必要最小限度のものでなければならないこと、それから、3番目に、ジャーナリストや人権活動家の公益のための活動が処罰から除外されているということ、それから、監視機関に強制権限がなく独立性がないと、こういう部分はそのとおりだというふうに思っています。

日本弁護士連合会のほうもやはり同じような考え方で、1番目にはプライバシーの侵害になると、2番目には特定秘密の範囲について、特定秘密の対象となる情報は防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止に関する情報であるとうたっていますけど、とてもこの範囲が広く曖昧で、どんな情報でもどれかに該当してしまうおそれがあると。だから、特定秘密を指定するのは、その情報を管理している行政機関ですから、どれも特定秘密になってしまうということです。

それから、3番目が、マスコミの取材、報道の阻害ということで、特定秘密を取得し漏えいする行為だけでなく、それを知ろうとする行為も特定秘密の取得行為として処罰の対象になるということですから、マスコミの記者、フリーライター及び研究者等の自由な取材を著しく阻害するおそれがあるということです。

それから、4番目に国会議員との関係ということで、特定秘密保護法では国会、国会議員への特定秘密の提供を厳しく制限し、国会議員も刑事罰の対象に含むなど、国会議員の権限や国会の地位との関係で非常に大きな問題があるということで日本弁護士連合会は公式に発表されています。そして、さらに日本弁護士連合会はこういうふうに結ばれていますけれども、日本で、今、必要なことは、国民を自由な情報から遠ざけ阻害する特定秘密保護法をつくることではなく、情報の公表、公開を進めること、情報管理を適正化するシステムをつくることであると強く訴えられておられます。

したがって、この請願事項、国連自由権規約委員会の特定秘密保護法に関する意見の尊重を求める意見書を国に提出し、そして、今からでも間に合うと思います。やはり日本の戦後をつくってきた民主政治、民主化を阻害するこの特定秘密保護法は廃案にする、あるいは修正すると、こういうことを国民の総意としてやっていかなければならない時代に我々は生かされているということを強く強く感じています。

以上でございます。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 樋口龍馬委員

私はこの請願について、賛同の立場で討論をさせていただきます。

22行目から27行目にあります、2014年から始まる文言に関しましては、特定の部分に踏み込み過ぎているのかなというところがあるんですが、1行目から21行目の部分に関しては大いに賛成できるところでございますので、この請願に関しまして賛成という立場での討論でございます。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

他にないようですので、討論を終結したいと思います。

それでは、これより採決を行います。

請願第8号国連人権規約委員会の「秘密保護法に関する意見」の尊重を求める意見書の提出について、採択すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 森 康哲委員長

賛成少数であります。よって、本件は不採択と決しました。

[以上の経過により、請願第8号 国連人権規約委員会の「秘密保護法に関する意見」の尊重を求める意見書の提出について、採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

次の議案に移りたいと思います。

理事者の入れかえがある場合は交代をお願いします。委員の皆様はそのままです。

それでは、昨日に引き続き、総務常任委員会総務部所管部分の議案に移りたいと思います。

それでは、議案第29号四日市市公契約条例の制定についての審査に入ります。

議案第29号 四日市市公契約条例の制定について

○ 森 康哲委員長

本件につきましては、追加資料の請求がありましたので、まずはその説明からよろしくをお願いします。

○ 森調達契約課長

おはようございます。調達契約課の森でございます。

資料のほうでございますが、昨日の決算審議のときにもご使用いただきました、総務常任委員会関係資料のほうをお願いいたします。表紙が総務常任委員会関係資料となっております。右側にインデックスがついていると思いますが、そちらの2番を開けていただけますでしょうか。

よろしいでしょうか。右肩インデックス2番のほう、総務常任委員会資料という表紙になっております。そちらをめくっていただきまして、1ページになっておりますが、こちら、樋口龍馬委員のほうからご請求いただきました、公契約条例の施行状況の確認に関しまして、まだ素案ではございますが、資料ということでご説明をさせていただきます。

まず、1番の条例全体の施行状況の確認でございます。

条例案第9条に公契約審議会の設置について規定をしておりますが、この審議会におきまして、毎年、施行状況の確認をお願いしまして、条例の目的達成に向けた施策の検討も行うこととしております。

次に、右にありますように、特に事業者の皆さんに報告を求めることで事務負担のご協力をお願いする部分です。報告を求める内容につきましては、6月定例会議会総務常任委員会協議会資料でも少しご紹介をしておりますが、条例案第7条によりまして、受注者から労働条件の報告を受け、確認を行う内容となっております。今後、規則に定めることとなりますが、中段あたり、(1)にありますように、報告を義務づける対象は、予定価格

1億円以上の工事と1000万円以上の警備や施設清掃の委託契約を考えております。

(2)は提出の方法ですが、できるだけ事業者の事務負担の軽減を図るべく、様式を工夫をした上で、契約時に提出を義務づけてまいりたいと考えております。なお、これまで事業者の皆さんと意見交換を行ってきた中でも、工事の場合ですと、契約時点ではほとんどの下請先が決まっていないことや、建築工事の場合、在庫を伴う複合単価で契約が行われていることから、賃金だけの金額特定の難しさなどの課題も明らかになっており、今後関係者の皆さんとも協議をしながら詳細に整理していく必要がございます。

次に、(3)になりますが、公契約の受注者として、より一層関係法令の認識を深めていただくため、周知する規定の内容と、それに関連し報告を求めようとする内容を整理しております。例えば、(3)の①のように、就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件が適正な内容となっていますかといった設問形式の様式を検討しております。

以下、ごらんのように③まで就業規則関係、④、そして、めくっていただいて2ページになりますが、⑤が安全衛生について、また、⑥以降、労働時間、賃金や各種保険、そして法定帳簿といった労働条件や労働環境について報告を求めてまいります。

さらに、一番下になりますが、⑭では、当該契約に係る業務に主として従事する労働者の最低労働賃金単価の報告を求めてまいります。

右側、3ページには、その賃金の確認をする際の比較基準として考えている例を参考までにつけさせていただきました。上段のアが工事の発注に係る職種別の設計労務単価でございます。下段のイが三重県の最低賃金になります。この労務単価等の内容につきましては、既に国土交通省や労働局から公開されておりますが、こういった情報につきましても、事業者の皆さんや労働者の皆さんに周知を図り、適正な労働条件の確保に向けまして、関係者の認識を深めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、発言願います。

○ 毛利彰男委員

ありがとうございます。

2 ページの14番、労働者の最低労働賃金、3 ページに表がございますが、この金額については、担保、あるいは厳守、どうしてもこれ以上でということ規制する内容になっているのでしょうか。それか、承知させるだけなののでしょうか。いわゆる罰則規定とか、そういうことも含めて担保するシステムが確立されているのかどうか、お願いします。

○ 森調達契約課長

調達契約課、森でございます。

まず、3 ページの上段にあります設計時の労務単価につきましては、これは、あくまで市が発注する際の設計に利用します労務単価でございますので、これを賃金として担保するものではございません。ただ、適正な労働条件に伴う賃金の額という、比較する基準として、必ずこれを超えていなければならないとか、そういうものではないんですが、基準として考えていきたいと。

例えば、労働報酬下限額なるものを設定しておる規定の場合ですと、この設計労務単価の80%、85%、90%というような基準を設けておる自治体もございます。でも、今回の私どもの条例案としては、そういった基準は設けておりませんので、必ずしもこれを下回ったら云々というところではございません。

一方、下段のイの三重県内の最低賃金につきましては、これは最低賃金法に基づく賃金ですので、当然、これを下回るようなことがあれば、労働基準局のほうに通報するようなことも考えまして、法的な罰則等の対象となり得ると思います。

○ 毛利彰男委員

アの表以下であったときにはどうなるのでしょうか。

○ 森調達契約課長

調達契約課、森でございます。

このアのほうにつきましては、あくまで設計時に利用する労務単価です。もともになるのは、当然、全国の賃金を勘案しまして、国土交通省のほうで決めておるわけなんです、こういった設計単価に基づきまして、市として設計した結果から予定価格を定めまして入札行為を行います。そこで、自治法上の入札によりまして落札率が掛けられて、それぞれの企業の実行予算によりまして落札していくわけなんです、つまり、当然、この額を満

額支払うには、そういう制度上には無理があるというところです。

ただ、これをぐっと下がってしまわないように、市として、今、最低制限価格制度によって担保をしておくというふうなことを考えておってというところでございます。

○ 毛利彰男委員

しかし、その最低制限価格にこの金額が必ず担保できるということではないということも逆説的にわかるわけですが、そういう場合に、この条例にある公契約審議会に係る、市長が必要に応じてという、そういう対象になるのでしょうか。もし、これより下回っていたときに。

○ 森調達契約課長

調達契約課、森でございます。

公契約審議会そのものは、この条例の内容について、施行状況の確認をするとともに、条例の内容を運用する中で、もう少し改正していったほうがいいのか、そういうご意見を頂戴する場でもございますので、議論の内容になるとは思いますが、これを下回っているから云々ということの議論ではございません。

○ 毛利彰男委員

条例には罰則規定はないと理解してよろしいでしょうか。

○ 森調達契約課長

はい、罰則規定はございません。

○ 毛利彰男委員

ひとり親方というのは、この条例の中に今度新しく入ったと理解してよろしいですね。第何条の何がそれに該当するか教えてください。

○ 森調達契約課長

労働者の定義というものを第2条で定めております。ここには、これの第4項のイになりますが、みずからが提供する労務の単価を得るために公契約にかわる業務を請け負う者、

こちらがひとり親方の皆さんの定義となっております。

○ 毛利彰男委員

ありがとうございました。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 山本里香委員

第1条のところに、この条例を今回制定する目的ということがあります。労働者が安心して暮らすことのできる適正な労働条件の確保及び事業の質の向上、これは働き手の皆さんの労働条件というのは、事業の質に直結してくるというところから、このように一番最初にこの条例の目的として掲げていただいておりますが、これは簡単に一文で書いてあるわけですが、もともとこの公契約条例が制定、各地でしなければならなくなった、しようということになってきたことについては、どういう流れの中から、どういう思いの中からということなんでしょうか。

○ 森調達契約課長

調達契約課、森でございます。

全国的な公契約条例を見ますと、先般来議論になっておる労働報酬下限額、つまりは最低賃金法に基づく最低賃金とは別の形で、市としての最低賃金を契約の中でうたっていくという公契約条例が一つございます。それから、公契約全体について、品質の向上を図る、さらには、今まで余り視点としてこなかった労働条件の確保も図ることで質を向上していくというような公契約条例もございます。

私ども、今回、上程させていただいた条例案につきましては後者のほうになりますが、当然、労働条件というものを確認しながら、その質を上げていくというところもしかりなんです。例えば工事とか業務委託で施工途中の状況の確認をして、それで品質を上げていく、また、もう一つは、入札制度の中で、例えば最低制限価格制度によってダンピングを防止するとか、設計段階で一番直近の労務単価等を使いながら、一番適正な形の設計を行っていく、そういったいろいろな責務を市ないし事業者の皆さんで課すなり願います

ることによりまして、全体の事業の品質を図っていく。その一部に労働条件、労働環境を底上げしていくというところも含まれておるといふふうにご理解いただきたいと思います。

○ 山本里香委員

質を高めるということが、先ほどからもあるように、労働条件の改善にもかかわってくるんだということで、今、言われた二つの中の後者のほうの質を高めるということを重点としてというふうにおっしゃったんですね、二つある中の。

○ 森調達契約課長

済みません。ちょっと説明がまどろっこしくて申しわけないですが、質を高めることと適正な労働条件を確保することは二段構えというふうに考えていただいたほうがいいと思うんですが、必ずしも労働条件だけにこだわっているものではなくて、いろんな角度から品質を高めていくと。鶏と卵ではないですが、品質を高めることによって労働条件も改善するでしょうし、労働条件が改善することによっておのずと労働者の皆さんの意欲が湧いて品質が上がってくることにもつながってくるだろうというふうに考えております。

○ 山本里香委員

ありがとうございます。

労働賃金が大変低く抑えられてきた現実が、ここ10年ぐらい前から顕著になってきて、それが、もちろんこの公的な仕事で働く方だけじゃなく世間一般でもということですが、そんな中で、経済循環を高めるためには、それは市が発注するそういった事業だけではなくて、社会全体の経済回復ということも含めて、例えば上向きにするためにどうすることが必要かという中の一つにこの公契約条例というものも位置づけされてきたと私は思っているんですけども、先ほどタイアップをして、部分的にこれは関与はしているけれどもおっしゃいましたけれども、そういう流れの中で、今、20条例ぐらいできてきているものの中身は、この条件の中に事詳しく賃金についての規定までも入れているところと、今までも労働基準法というのがあり、最低賃金法というのがあるので、その生活に足りる賃金というような概念であるとか、最低賃金ということについて決まりはあったけれども、それが崩壊していたということの中で何かの手だてはということで、これができてきたと

私は思っているんですが、そういう流れというのは認識してみえますか。

○ 森調達契約課長

調達契約課、森でございます。

委員がおっしゃられるように、ここ10年、労働賃金というのが下がってきていまして、そういう中で公契約条例の動きというのも出てきたというふうには認識しております。ただ、ここ一、二年、逆に労働者、特に工事関係の労務単価というのは上がってきました。最低賃金につきましても、昨年から少しずつではありますが、上がってきておるところでございます。

そういう意味では、ちょっと時期がどうなのかという問題はあるんですが、ただ、こういう状況であっても、市としてそういった労働条件について目を向けて、新たな視点で事業者の皆さんでありますとか、労働者の皆さんにその辺の観点から公契約というものを考えていただきたいということで、今回、条例を出させていただいているところでございます。

当然、最低賃金法でそういった最低賃金というのは守られておるんですが、一方で、世間では最低賃金で、じゃ、人を扶養していけるのか、生活をしていけるのかというところが最低賃金法の最低賃金についての課題として、一部では上げられております。そういう部分では、最低賃金が守られておったらいいかという問題ではございませんので、その辺の認識を皆さんで変えていきたいというところも目的としてございます。

○ 山本里香委員

今のこの件については、もう一言で終わりますけど、もちろん賃金としての問題と、それから、いろいろ活性化のために、経済活性化とか市内活性化のためにいろんな補助金を出していますよね、こういうことじゃなくて。そういう両方のダブルの意味合いがこの公契約条例にはあると思うんです、ただ、単価だけの問題ではなくて。そういうことの意識がこれに盛り込まれないと、結局その従事者の当人さんだけにとどまらない問題、これを起爆剤としてという部分があると思うので、そここのところの観点からいくと、少し、今回、明示されていない部分というのは問題があると思います。

それから、この件で二つ目です。お伺いをいたします。

2条の（1）です。公契約ということの定義です。先ほど、ひとり親方の話が出ました

が、それが4のイのところ該当するということで、これは補足説明がありましたが、詳しいことについては別途規定で定めるというようなことを先ほどおっしゃったんじゃないのかな、説明で。その詳しい規定の中で、実は公契約、ここに1億円以上の工事請負とか、予定価格が1000万円以上の業務委託、その中で、契約という言葉ではないけど、指定管理者は、これは協定という形で、今、相手方との協定をしているわけですけど、これはこの中に含まれるんでしょうか。

○ 森調達契約課長

調達契約課、森でございます。

委員も先ほどおっしゃられたように、指定管理者については、その決定が入札ではないこと、また、契約ではないという、行政処分の一つになってくるわけなんですけど、契約にかかわって協定というものを結ぶということで、今回の公契約条例につきましては、労働賃金とかそういう問題もしかりなんですけど、冒頭で申し上げましたように、入札契約についての適正なやり方、そういったものも全て包含をして条文とさせていただきますので、これの対象となる公契約というのは、あくまで契約ということで、指定管理者は対象としておりません。そういうことですね。

○ 山本里香委員

公的な現場で働いてもらう方々に対して、契約ではない、協定だからということなんですけど、四日市市でもこの指定管理者にかかわるところで雇用というか、働いてもらう方は200名近く、これ、200名というのは重ねて、時間で分ける場合もあるのでこれよりぐっと人数は多くなりますけれども、200名ほどの方がこの指定管理者のかかわりで、協定という形で働いていただいて、一番初めの目的の中の意味合いとして、公的な形の中で働いてもらう方が起爆剤となっていくというような社会をつくっていくのに、上向きにするためにということであれば、ここまでの範囲を踏み込んでいく、踏み込んでいるところも他市町では、できたところではあるところもありますけれども、そのことについては、今、入っていないと、この中ではね。今後、そのことについてはどう考えてみえますか。

○ 森調達契約課長

調達契約課、森でございます。

議案質疑のときにも少しご答弁を申し上げたかわかりませんが、条例としては入札契約に関する部分ということで対象とはしておりませんが、こういった労働条件について底上げを図っていくというのは、それは公契約に限らず、指定管理者でも同じことですし、実は年間の指定管理料が例えば1000万円を超える施設だけでも、昨年度で18施設ございます。ですから、その対象となる労働者の皆さんというのはたくさんみえるというところは認識しておるところでございまして、こういった、まず今回は公契約の中で先導的に取り組んでいこうというところですが、今後、この施行で、今回の公契約条例では、その労働条件の実態を効率的に把握できるシステムづくりというのが一番主眼になっておりますので、その状況を見ながら、指定管理者制度につきましても、その同様の仕組みづくりというのを検討していきたいというふうに思っております。

○ 山本里香委員

それはこの中に組み込んでいくのではなくて、指定管理者との協定については協定で保障をするというか、また、そういうものを別途整備していきたいということですか、別になのか、この中でなのか。

○ 森調達契約課長

今後の調整にはなりますが、そういうふうな方向で検討しております。

○ 山本里香委員

この中で、あるいは別に、どちらですか。

○ 森調達契約課長

今の思いとしては、別のほうが妥当であるというふうに。いわゆる、再三になりますが、公契約条例、いろんな条項があって、入札契約にかかわる部分、労働条件にかかわる部分、各条項があるんですが、ここに入れ込もうと思うと、各条項に対象を全部変えていかならん形になるというような課題もございまして、現状は別のほうがいいであろうというふうに考えております。

○ 山本里香委員

今後のことということですが、スケジュール的なことは言えないと思いますけれども、見通しとしてというか、思いとして、早急にそれを整備していくことが必要だと思ってみえますか。

○ 森調達契約課長

まずはこの公契約条例の中で、公契約における労働者の方々の状況を把握できるシステム、こういうものをどう効率的に運用できるかという部分を見ながらの動きになると思いますので、まずは公契約が先というふうに考えています。

○ 山本里香委員

なかなか前進、これはできるということは多くの皆さんの思いでしたけれども、市長の公約にもあるという中で、市長の思いとしては初めからこの形だったのでしょうか。

理念条例になっていると思うんですけど、こういう理念条例という意味合いだったのでしょうか。

○ 森調達契約課長

調達契約課、森でございます。

おっしゃられる意味は、労働報酬下限額が入っていないから、そこは理念じゃないかというような意味なのかもわかりませんが、労働報酬下限額につきましては、先般もご答弁を申し上げましたが、法的な見解が分かれておるという中では、現状では入れるべきではないという判断をさせていただいたというのが1点なんですけど、決して理念だけではなくて、今回、そういった労働条件の調査を行う、報告を求めることによって、今まで市としてとか、いわゆる公契約の発注者として、余り観点として見てこなかったような労働条件というところを積極的に確認していくというところでは、1歩も2歩も踏み込んだ、決して理念だけではない条例というふうに認識をしております。

○ 山本里香委員

最後にします。

まず、これで進めて、今後、もちろんだんだんよいものにしていくという作業は何の条例であっても進めていかれると思うんですけども、ほかの市町で先行してつくっている

ところでも、毎年のようにこの内容をつけ加えたりしているところもあります。

この労働報酬下限額についてのこの規定が今回はないけれども、それについては検討をずっとしていくという、俎上に上げていくということによろしいですか。

○ 森調達契約課長

パブリックコメントに出したときの骨子に関する考え方とか、これまでこちらの総務常任委員会のほうに出した資料にも記述がございますけれども、この公契約審議会での審議内容について、あえてこういった労働報酬下限額の設定についても一つの課題というふうに挙げさせていただいておりますので、今後、そういった運用の中で、施行状況の確認をする中でよりよい条例にしていくための一つの課題として、当然、そういった労働報酬下限額についても認識をしておるところです。

○ 山本里香委員

終わります。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 樋口龍馬委員

ちょっと今のところで気にかかるところがあって、よりよい条例にしていくという考え方に異議があるわけではないんですけれども、そもそもこの労働報酬下限額を設定しない理由は、法的な部分で整合性が図れていないから労働報酬下限額を導入しないという見解だったと思うんですが、それは違うんですか、確認させてください。

○ 森調達契約課長

ご指摘のとおりです。

○ 樋口龍馬委員

であるならば、法的なものがクリアされれば、即時導入していくというほうが答弁としてはふさわしいのかなと思うんですが、そのあたりはどのようにお考えですか。

○ 森調達契約課長

今、一番大きな問題として、そういった法的な見解が分かれておるからという形で結論を出させていただいているところですが、労働報酬下限額の設定に関しましては、そのほかにもいろんな課題がいろいろなところで議論されておるところです。

例えば、法的な部分ではないんですが、労働報酬下限額を設定することによって、一つの会社でAさんという方は四日市市の業務に携わっているよと、Bさんという方は民間の業務に携わっておるよ、じゃ、四日市市の業務に携わった方だけが賃金をぐっと引き上げられて、ほかの方は上がらない、そこで賃金格差が生まれる可能性があるのではないかというような疑義も出ておりますし、いわゆる課題というのが幾つかあるものですから、当然法的な部分というのが大事なんです、そういういろんな課題を整理する必要はあるというふうに考えています。

○ 樋口龍馬委員

一つ一つカウンター当てていってもしょうがないことなので、さっきのやつだけにとどめたいと思うんですけど、例えば公の仕事というのは、ある程度ベンチマークになるべきものだというふうに私は考えておるんですね。そういう点でいうと、公の仕事で一定のものが保障されているのであれば、民間もそれにそろってくる部分というのはあると思うんです。

一つずつ言っていってもしょうがないことなので、この際、ぜひ労働報酬下限額導入に関しての課題の洗い出しが終わっているのであれば、それは委員会にもぜひ示していただきたいと思っておりますし、今後は公契約審議会の中で進めていくと言われている部分もあるんですが、法との兼ね合い以外のところは、もう早急にクリアをしていただいて、法との整合性がきっちりと図られた際には即時導入を検討していくと、そういうふうに答弁はいただけないですかね。

○ 森調達契約課長

公契約条例に基づいて、公契約の質を上げていくというところの中で、当然、労働報酬下限額の設定というのは大事な部分であるし、一定の効果というのも考えておるところですけれども、決してそれだけが目的というふうに認識をしておりません。いろんな角度か

ら公契約の質を高めるためにやっていく、冒頭、山本委員の質疑にも答弁いたしましたけれども、そういう中の一つのカテゴリーとしての労働条件というふうに見ておりますので、決して労働報酬下限額を否定するつもりは全くございませんし、一部、大きな課題というふうには認識をしておりますけれども、こうなれば即座に労働報酬下限額を入れるんだというふうなところまでは考えておりません。

○ 樋口龍馬委員

課題をクリアしながら検討を進めていただくということにはなっていますので、余り踏み込みではいきませんが、天井知らずに上げていってほしいと言っているわけではないんですよ。せめて自分の家族を守って住み暮らしていけるだけの賃金を担保しておいてあげないと、公の仕事を安心して受けることができないよという皆さんの声も上がってきて、この労働報酬下限額というのも出てきているんだということはしっかりと認識していただきたいという点。

その反面、労働報酬下限額を適正に設定できなかったがゆえに元請が倒れてしまうというのは余計ぐあいが悪いところでもありますので、そちらのことも考えていただきたいというところから、どういうふうにチェックをしていただくんですかという話で出させていただきました。

設問形式でやっていただくというふうにご説明をいただいたんですが、先般の森智広議員の一般質問の中で、チェックリストを私もちょっと見せてもらったんですけども、丸をつけるやら何やらするだけで全く実効性のないチェックリストになっている日報が、行政サイドで用意したものでありました。このチェックもきちんと、ただ単に丸をつけるだけというのではなくて、ただ手間をふやすだけというのも困るんですが、本当に確認しなければいけない点とある程度丸やらレ点をつけるだけでもいいものという整理をしっかりとかけていただいて、肝の部分は時間をかけてでも記入をしていただくようなしつらえが必要なのかなと思うんですけども、この14項目については全てレ点チェックか丸チェックで考えてみえるんでしょうか。

○ 森調達契約課長

現段階では、いわゆる最低賃金以外の部分については、できているか、できていないかというふうなチェックといたしますか、そういう回答ができる形でやっていきたいというふ

うに考えております。

○ 樋口龍馬委員

じゃ、この14番に関しては、ある程度記述の形式で、あとは丸ないしレ点でのチェックをかけていくという考え方でよろしかったですか。

○ 森調達契約課長

あくまで今後の議論というところはあるんですが、現在、素案で考えておる部分はそういうことで、最低賃金については、当然、具体的な金額ですので記述式になってきますけれども、ほかはできるだけ選択式でやっていきたいというふうに考えています。

○ 樋口龍馬委員

手間だけがふえて、先ほど毛利委員が言われたような、ひとり親方たちの状況は何も変わらない、元請さんは手間がふえただけということにならないように、しっかりと公契約審議会の中でももんでいただきたいと思います。

終わります。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 毛利彰男委員

今、労働報酬下限額の規定が違法だとおっしゃったんですけれども、それは、そんな判例はあるんですか。それで、今、労働報酬下限額を規定しておる条例はようけあるんやけれども、それみんな違法なんですか。

○ 森調達契約課長

調達契約課、森でございます。

私の答弁で違法というふうにご理解いただくようなことがあったとしたら、申しわけございませんでした、間違いでございます。決して違法という結論が出ているわけではございません。各学識経験者なり、いろいろな関係の方々の意見の中で、法的に疑義があると

いう意見と、いや、問題はないんだという、双方の意見が出ておるといふ状況でございます。

○ 毛利彰男委員

さっき、樋口委員さんがおっしゃった、法的にクリアすれば自動的にこの労働報酬下限額を規定できるという方向で考えるということは、ちょっと矛盾すると思うんですけどね。それは法的じゃなしに、四日市市がでしょう。

○ 森調達契約課長

樋口委員にご答弁申し上げたところの法的に結論が出ればという部分は、法的に二つの、正反対の意見が出ておるといふのが一本化されたらという意味で考えていただければと思います。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 山本里香委員

今、指定管理者のことについては、別途考えていくという方向が打ち出されたんですけども、このことについても、別途定めるという方法もあると思うのですが、よその条例の中には、この指定管理者にかかわることについて——公契約の中に含めるという、細かな問題がいろいろ起こってくるから、これは難しいというお話だったんですけども——それを含めて進めて、市内の公的な、あるいは民間労働をしてみえる方も含めてアップを図っていく、そして、モチベーションを上げていくということをしているところがあるので、この指定管理者にかかわる協定についても、公契約の中に含むというようなことで修正案を出したいと思うのですが、それはここでよいのですか、意見として。そうしてはどうでしょうかという修正案です。

今、市が発注する工事もしくは製造その他についての請負契約、または物件の買入れ、その他の契約ということに、この（１）のところになっておるんですけども、そこに、及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたものと市が締結する公の施設の管理に関する協定をいう——指定管理者と私たちは言っ

ていますが——これを含むということでここに加えてもらいたいというのが、その修正の
思いです。ということです。修正の案です。

つまり、指定管理者との協定ですけれども、この協定もこの中の契約の一つとして含む
と、拡大するということです。

○ 森 康哲委員長

以上で。

○ 山本里香委員

はい。

○ 森 康哲委員長

それでは、委員より修正案についての意見がありました。まず、その他に質疑のある
方がみえるかどうかを確認します。

このほかに質疑のある方はみえますでしょうか。ございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

では、本件につきましては、委員より修正との意見を頂戴しましたので、修正案につい
て確認していくこととなります。

ここで、委員に確認をしますが、この場で修正案をお出ししていただくということは可
能でしょうか。

○ 山本里香委員

コピーしていませんが、休憩時間があればコピーをさせていただきます。

○ 森 康哲委員長

わかりました。では、一旦ここで休憩に入らせていただきます。11時20分再開でよろし
いですか。

○ 山本里香委員

はい。

○ 森 康哲委員長

では、11時20分再開でお願いします。

11：05休憩

11：19再開

○ 森 康哲委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど山本委員から提案がありました修正案を皆さんのお手元にお配りさせていただきました。それをもとにご質疑のある方は挙手をお願いします。

○ 藤井浩治委員

この指定管理者についても早急に条例を整備する必要があると思いますし、執行部からそういう答弁もありました。ただ、今回の公契約条例にこの指定管理者の分を含めると、その他の条項にずれが生じるという答弁もあったんですが、例えば、今、出てきたばかりでほかのところも精査していませんが、どういったところに条項ずれ、整合性がないという部分がありますか。今、気がついたところだけで結構です。

○ 森 康哲委員長

今、提案者に対しての質疑なんですけれども。

○ 藤井浩治委員

こっちに聞いたらあかんの。合わせて、その答弁について、こちらへ。

○ 森 康哲委員長

じゃ、理事者に対する質疑も合わせて。

○ 松村総務部次長兼総務課長

総務部の松村でございます。

例えば、この条例の第4条でございますが、先ほども調達契約課長が説明しましたように、指定管理者につきましては、行政処分ということで、この契約という部分もそのままでは適応できないだろうというふうに思います。あるいは、ちょっと戻っていただきまして、第2条第3号、受注者等のところに公契約を受注しというのがありますが、この指定管理者について、受注という概念とはやっぱりずれますので、この辺も修正というか、若干、今の条例のままではそごを来すというふうに思います。

○ 藤井浩治委員

それで、発案者にお尋ねをいたしますが、そういった条項ずれ、そごがあるということで、この提案された第2条の(1)の部分だけ修正をするというのはいかがかなと思うんですが、どうでしょうか。

○ 山本里香委員

知識が甘いと言われることだと思います。ただ、その公契約の中にこの指定管理者も含むということの中で、それに準ずるといって文は、処理できるのではないかと私は思って提案をしましたがけれども、それが法的にどうか、事務的にどうか、それが難しいということの指摘が、今、あるんだと思いますけれども、これに準ずる形で、公契約の中にこれも含むと読みかえる、含むということにはならないのかなと思います。

○ 藤井浩治委員

読みかえるのはちょっと難しそうな。趣旨はよくわかりますし、そういった、ここだけを修正するのではなくて、修正するなら関連した条項も修正する必要があると思いますので、どうなんですかね。指定管理者の条例については、執行部から答弁がありましたように、早急にその部分についても手をつけていきたいということで、待ってもらおうというわけにはいかんのですか。このままこの部分だけを修正されるわけですか。

○ 森 康哲委員長

山本委員、どうでしょうか。

○ 山本里香委員

時間を先ほど10分ほどいただいたんですけど、そこまでしなかったのです。

○ 藤井浩治委員

何でしたら、少し、これ、また後回しにさせていただいて、検討してもらったらどうですか。

○ 森 康哲委員長

わかりました。じゃ、この件は留保させていただいて、考え方がまとめ次第、また、審議を再開させていただくということでご理解いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 山本里香委員

ありがとうございます。

○ 森 康哲委員長

じゃ、次の議案に進みたいと思います。

それでは、理事者の入れかえをしていただきますように。

それでは、議案第37号四日市市いじめ問題再調査委員会条例の制定についての審査に入ります。

議案第37号 四日市市いじめ問題再調査委員会条例の制定について

○ 森 康哲委員長

なお、本件につきましては、追加資料の請求がありませんでしたので、質疑から入りたいと思います。

それでは、質疑がございましたら、ご発言をお願いします。

○ 山口智也委員

一つだけちょっと教えていただきたいと思いますが、今回のいじめ問題再調査委員会の委員5名以内ということで組織ということなんですが、そのメンバーはどういった方なのかというところを教えていただきたいなと思います。

○ 松村総務部次長兼総務課長

総務課、松村でございます。

現時点でのあくまでも想定でございますが、例えば、法律、医療、心理、福祉、教育の専門家ということで、弁護士、医師、臨床心理士とか社会福祉士、あるいは教育関係者の方を今現在では想定しております。

以上でございます。

○ 山口智也委員

この委員会の役割というのは、教育委員会の内々の調査ではなかなかチェックがし切れないところを市長部局で第三者的なチェック機関をどう働かせるかということが求められると思うんですけれども、この想定されるメンバーでそこら辺はしっかり担保できるということで理解させていただいてよろしいのでしょうか。

○ 松村総務部次長兼総務課長

当然、外部の弁護士とか医師とか、その分野の専門の方をお願いして、市から独立した立場で判断していただきますので、十分担保できるというふうに思っております。

○ 山口智也委員

承知しました。ありがとうございました。

以上です。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

他にご意見もございませんので、討論に入ります。
討論はございますでしょうか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。
反対討論もありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。
それでは、議案第37号四日市市いじめ問題再調査委員会条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第37号 四日市市いじめ問題再調査委員会条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、次の議案に移りたいと思います。
それでは、議案第38号四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

議案第38号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○ 森 康哲委員長

なお、本件につきましては、追加資料の請求がありませんでしたので、質疑から入りたいと思います。

それでは、質疑がございましたら発言願います。質疑はございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

質疑がないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

反対討論もございませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第38号四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてにつきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第38号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、次の議案に移ります。

理事者の入れかえを行ってください。

それでは、総務常任委員会、会計管理室の所管部分に審査を移りたいと思います。

会計管理者よりご挨拶をお願いします。

○ 坂倉会計管理者

会計管理者の坂倉でございます。おはようございます。

会計管理室の所管といたしましては、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費でございます。よろしくお願いいたします。

議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
一般会計
歳出第2款 総務費
第1項 総務管理費
第6目 会計管理費

○ 森 康哲委員長

それでは、議案第22号平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費の審査に入りますが、本件につきましては、追加資料の請求がございませんでしたので、質疑から入りたいと思います。

それでは、質疑のある方はご発言をお願いします。ご質疑はございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

特段、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

討論もございませんので、採決に移ります。

反対討論もございませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第22号平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費について、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、次の議案に移ります。

理事者は入れかえを行ってください。

それでは、監査事務局所管部分の審査に入っていきたいと思います。

監査事務局長よりご挨拶をお願いします。

○ 服部監査事務局長

それでは、よろしくをお願いします。

本日は、先日の議案聴取会で山口委員さんから小中学校の理科薬品類の取り扱いに関する基準、ガイドライン等について資料請求がありましたので、その説明をさせていただき、その後、監査委員費の決算審査につきまして、ご審議のほうをよろしく願います。

○ 森 康哲委員長

それでは、議案第22号平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第6項監査委員費について、追加資料の説明を求めます。

議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
歳出第2款 総務費
第6項 監査委員費

○ 樋口 監査事務局次長

監査事務局、樋口でございます。

それでは、先日の議案聴取会におきまして、山口委員からご請求のありました資料についてご説明をさせていただきます。

決算常任委員会総務分科会資料、監査事務局をごらんいただきたいと思います。

委員のほうからは、小中学校の理科薬品類の取り扱いに関する基準、ガイドラインといったものがあるのかということでご請求を頂戴いたしました。

1ページ以降に、教育長から小中学校長宛てに宛てました文書を添付させていただいております。これは、ことしの8月27日付で教育長から各小学校長宛てに通知されたものでございまして、教育委員会のほうから提供いただきました資料をそのまま添付させていただいております。

実は、これまでは平成17年の通知に基づいて管理が行われておったということですが、今回、薬品の使用分とか様式等を整理されて、改めて通知をされたということで、最も新しいものを資料としてご提出させていただいたものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら発言願います。

○ 山口智也委員

資料ありがとうございます。

本来、内容的には教育委員会に質疑しなければいけない内容なので、少し場が違うかと思いますがけれども、監査事務局の立場からちょっと教えていただきたいことが何点かあります。

平成25年度は小中学校で16校の監査をされていると思いますけれども、この理科薬品に関して指摘した学校というのは何校ほどあるのでしょうか。

○ 樋口監査事務局次長

まず、指摘につきましては、小学校が10校、中学校につきましては6校で全部ということで、対象となった全てのところで指摘をさせていただいたという状況でございます。

○ 山口智也委員

そうすると、全ての学校でやはり適正ではなかったということなんでしょうけれども、また、この教育委員会が出している通知を見ますと、定期監査において繰り返し指摘を受けるということで、こういったことはいつぐらいから指摘が続いているか、大体で結構なんですが、感覚としては、もうずっとここ数年来続いているのかというところを確認させてもらいたいと思います。

○ 樋口監査事務局次長

まず、平成23年度の定期監査でかなり大きな管理上の不備というのがございまして、複数の学校で不備があるということで指摘をいたしました。ただ、その以前からも適切でないという事例はあったようでございます。ただ、大きなものとしては平成23年度にあつて、平成24年度、平成25年度もやはり同様な指摘をせざるを得ないという状況が続いておるといのが現状でございます。

以上でございます。

○ 山口智也委員

これは教育委員会に言わなあかんことなので、本当に教育委員会は怠慢だなというふうに率直に思います。犯罪につながるような大きな問題ですし、また、命にかかわる問題ですので、引き続き、監査として重点的に指導はしっかりしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、その周知をどういうふうに、監査として各学校に周知をしたのかということ、全ての学校がわかるような、こういうふうな監査結果をここの学校で受けましたよと、こういう改善策を指摘しましたよということが、各学校で把握できるような仕組みというもの、これを監査と教育委員会のほうでつくっていただきたいなと思うのですけれども、そのあたりだけ確認をさせていただいて終わります。

○ 樋口監査事務局次長

ご指摘、ごもっともかなと思ひまして、私どもからは教育委員会の教育総務課、学校教育課のほうに通知をさせていただくという形で、その後につきましては、教育委員会のほうから各学校へという形で現在のところまではやってきております。そのあたり、もう少し強化をすべきところがないかというところは教育委員会のほうと協議をして、漏れのないように少しでも改善につなげられるような形を研究したいと思っております。

以上でございます。

○ 山口智也委員

これは本当に重大なことだと思ひまして、全国的にも非常に問題になっていること、監査として強い立場で、例えばその違反が続くような学校に対しては、その学校名を公表するぐらいの対処をとっていただきたいなと思ひますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

他に質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言をお願いします。

(なし)

○ 森 康哲委員長

反対討論ありませんので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第22号平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第6項監査委員費について、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。ありがとうございました。

[以上の経過により、議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第6項監査委員費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

皆さんにお諮りしますが、次の審査に移らせてもらっていいのか、少し時間を山本委員にというのがいいのか。ここでもう昼の休憩に入らせていただいて、その間につくっていただくと。どうでしょうか。一旦休憩に。

じゃ、お昼の休憩に入りたいと思います。再開は1時からでお願いします。

11 : 42 休憩

13 : 00 再開

○ 森 康哲委員長

それでは、午前中に引き続き、会議を開催します。

午前中に留保いたしました、議案第29号四日市市公契約条例の制定につきまして、山本

委員のほうから発言を求められておりますので、発言をお願いします。

○ 山本里香委員

委員会運営に大変ご迷惑をかけております。修正案の提案をさせていただき、検討してまいりましたけれども、多岐にわたるということで、根本的に大きな変更になるということですので、いま一度、指定管理者の対応について、担当に確認をするということを取り下げをしたいと思いますが、お許しいただきたいと思います。

○ 森 康哲委員長

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

じゃ、質疑に入りますので。

○ 辻総務部長

担当者からということで、私のほうからさせていただきます。

指定管理者につきまして、少し説明が不足しておったかもわかりませんが、申しわけございません。契約と指定管理者、それは別だということでご説明してまいりました。まずは契約からこの条例をもってさせていただきたいという考えでございます。

ただし、議案質疑の中でも、私、答弁をさせていただきましたが、並行して指定管理者についても検討すべき課題であると、そういうふうに質疑で、私、ご答弁を申し上げました。その考えも変わってございません。したがって、この公契約条例の趣旨を踏まえまして、指定管理者につきましても、労働条件を確認する仕組みづくりと申しますか、これらについては庁内で十分議論をしてまいりたいと、そういうふうに考えてございます。若干補足させていただきました。

以上でございます。

○ 山本里香委員

並行して検討するという事の中から、これから仕組みについて考えていきたいというふうな形でお話をいただきました。1月にこの公契約条例が施行されるわけですが、それと並行して、同時に、早い期間に、早いうちに、次、確認をして、指定管理者についても進めていただきたいということを要望いたしまして、質疑を終わらせていただきます。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

傍聴者、今、1名入りました。

他にご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

○ 毛利彰男委員

この公契約条例、いろいろ変遷をしてここに至ったわけですが、この間、いろいろ行政のほうでご苦労いただいて感謝をしておるところですが、いま一度、振り返ってみますと、この公契約条例の大きな目的は二つあると思うんですね。いわゆる事業者といいますか、業界の健全なる発展ということと、二つ目には、末端といいますか、下請、孫請の労働者の皆さんの生活を守る、キープする、そういう二つの目的があると思っています。

一つ目の業界の事業者の発展ということでは、近年、公共工事をめぐって賃金の低下が若手建設者、あるいは技術者、そういう技能者の減少につながって、建設技能の衰退、あるいは業界の存亡という、そういうところまで来ているというのが近年の状況じゃないかなと思っています。

したがって、この公契約条例によって、その賃金低下を歯どめして、建設技能労働者が定着し、そして、かつ、技能、技術を維持し、向上していくことがこの業界にとっても非常に大きなメリットで、業界の発展にもつながるというふうに思います。

二つ目の、そういう労働者の生活を守るという意味では、公契約条例の効果として、い

いわゆる入札のダンピングを防いで、そして、賃金を不当に引き下げることなく、下請、孫請の労働者の賃金の下限額を守らせて、そして、建設技能者の生活を維持、守らせるという、こういう非常に大きな意味があるというふうに思います。

そのためには、やはり一番争点になっております労働報酬の下限額、このあたりを最低賃金でなくて、設計労務単価でそれを設定するということが非常に重要なポイントであって、さらにこの条例の原点であって心臓部であるというふうに捉えているわけですけれども、今回の条例の名前も、それから、公契約条例とうたうには名前のいかんによらず、この条例の中に労働報酬下限額の定めをするものだというふうに理解しています。理念条例であれば、公契約基本条例という、そういう名前をつけるべきだというふうに私は思っています。したがって、この労働報酬下限額、このあたりをきちんと出されていないというのは、やはり未成熟な条例であるというふうに思っています。

今からが大事です。がしかし、これまでの、先ほど申しましたように、行政のいろんな業界の方との、あるいは建設労働者の方との議論を踏まえて、総合的に今回のこの条例を制定されたというご苦労、あるいは、従来この条例がなくて、やはり生活の基盤をきちんと明確にしようとする、その努力、姿勢、これは評価したいというふうに思っていますので、この条例にはいろいろ注文はありますが、ぜひその公契約審議会の中で労働報酬下限額を今後のテーマとしてやはり議論をいただき、いい形で設計労務単価が出てくるような、そういうご努力をいただきたいというふうに思っています。

したがって、そういう注文も含めて、この条例には今回賛成をさせていただくと、こういう立場で討論を述べさせていただきました。

以上です。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 山本里香委員

賛成の形で討論をさせていただきます。

大変苦渋の選択ではありますけれども、この公契約条例が100点満点ではないけれども、60点、70点という形で、これまでよりもいろいろな形で現場での状況をきちんと把握し、今後につなげていくことができるということに関しては、これが有効に働いていくだろう

というふうに思います。

先ほど来の官製ワーキングプアをなくして、健全な経済活動を送れるようにしていこうというような大きな趣旨の中で、労働報酬下限額、その設定については、今後、この公契約条例が進化する形で検討を重ねていていただくという形、そういう趣旨を要望いたしまして、賛成したいと思います。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 日置記平委員

企業の経営者の経営理念というのは、会社を発展させて社員を幸せに導くというのが企業を営む経営者の経営責任なんですよね。これは公的、市の責任ではないんですよ。これもわかり切ったことなので。そこまで公的機関が責任を負うことがあるかという、僕はないと思う。ただ、指導は必要かもしれません。

その前に、三重県だけとってみても、いわゆる公の事業が不成立に終わっておる現況を見たときに、その条例のときにもちょっと話をしたかったんだけど、何でそうなっているかという原因は、これはやっぱり各市町の発注するところの調査が不足しているというところが僕はあると思う。不成立、何遍もやり直して、金額が上昇していくのを見ていると、一体、設計労務単価は何だったんやと、そういうふうなところに行くわけね。だから、ここはやっぱり発注する側としての発注責任を間違えてはいけないということになると思います。

それさえ間違えなければ、今、いろいろ言われた、下請まで安定に導くとか、労働、働く人たちの安定とかというところに市が神経を使うこともないやろうと。こんなものは経営責任で経営者がやらなきゃいけないんですよ、最も責任あるところがね。だから、社員を不幸にするような企業は潰れていくんですよ、いつか。その鉄則を企業の皆さんは忘れてはいけないんで、そんな悪いところへ入札させたらあかんわけやけどね。その辺のところを発注側もやっぱりしっかりと認識をしてほしいとお願いしておきます。

○ 森 康哲委員長

賛意ということでよろしいですか。

○ 日置記平委員

いやいや、要望、私の意見を言っただけ。

○ 森 康哲委員長

討論ですので、賛意で。

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

特段、反対討論もありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第29号四日市市公契約条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第29号 四日市市公契約条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、次の議案に移りたいと思いますので、理事者の入れかえをお願いします。

それでは、総務常任委員会決算分科会の財政経営部所管部分の審査に入りますが、まず、財政経営部長よりご挨拶をお願いします。

○ 倭財政経営部長

財政経営部長の倭でございます。よろしくをお願いします。

昼からということで、お疲れのところ恐縮でございますが、議案第22号平成25年度四日市市一般会計の歳出の財政経営部関係部分と、それから、桜財産区ということで、ご審議のほど、一つよろしく願いいたします。

以上でございます。

議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般会計費中管財課関係部分

第5目 財政管理費

第7目 財産管理費

第22目 諸費中市民税課、財政経営課関係部分

第2項 徴税費

第4款 衛生費

第4項 病院費

第8款 土木費

第7項 下水道費

第12款 公債費

第13款 予備費

桜財産区

○ 森 康哲委員長

それでは、議案第22号平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費中財政経営部所管部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第12款公債費及び第13款予備費並びに桜財産区の審査に入りますが、本件については、追加資料の請求がありませんでしたので、質疑から行いたいと思います。

それでは、質疑がございましたら発言願います。質疑はございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

別段、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

それでは、採決に移りたいと思います。

特段、反対討論もございませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第22号平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費中財政経営部所管部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第12款公債費及び第13款予備費並びに桜財産区について、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費中財政経営部所管部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第12款公債費及び第13款予備費並びに桜財産区について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、次の議案に移ります。

それでは、議案第26号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、一般会計、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般及び第3条地方債の補正についての審査に入ります。

議案第26号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

一般会計

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

第3条 地方債の補正

○ 森 康哲委員長

なお、本件については、追加資料の請求がありませんでしたので、質疑から入りたいと思います。

それでは、質疑がございましたら、発言願います。質疑はございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

別段、質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

反対討論もありませんので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第26号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、一般会計、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般及び第3条地方債の補正について、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第26号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、一般会計、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般及び第3条地方債の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、次の議案に移りたいと思います。

それでは、議案第30号四日市市税条例の一部改正についての審査に入ります。

議案第30号 四日市市税条例の一部改正について

○ 森 康哲委員長

なお、本件につきましては、追加資料の請求がありませんでしたので、質疑から入りたいと思います。

それでは、質疑がございましたら、発言願います。質疑はございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

それでは、質疑がないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

別段、討論もないようですので、これより採決を行います。

特段、反対討論もございませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第30号四日市市税条例の一部改正については、原案のとおり決すること

にご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第30号 四日市市税条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、次の議案に移ります。

議案第40号工事請負契約の締結についての審査に入ります。

議案第40号 工事請負契約の締結について
一市庁舎及び総合会館津波対策電気設備改修工事一

○ 森 康哲委員長

なお、本件につきましては、追加資料の請求がございませんでしたので、質疑から入りたいと思います。

それでは、質疑がございましたら、ご発言願います。なしでよろしいでしょうか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

別段、討論もないようですので、これより採決を行います。

反対討論もありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第40号工事請負契約の締結につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第40号 工事請負契約の締結について―市庁舎及び総合会館津波対策電気設備改修工事―について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、次の議案に移りたいと思います。

理事者の入れかえをお願いします。

それでは、議案第22号平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳入全般についての審査に入ります。

議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
一般会計
歳入全般

○ 森 康哲委員長

なお、本件については、追加資料の請求がありませんでしたので、質疑から入りたいと思います。

それでは、質疑がございましたら、発言願います。ご質疑はありませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

別段、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

別段、討論もありませんでしたので、採決に移りたいと思います。

特段、反対討論もありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第22号平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳入全般について、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳入全般について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、次の議案に移ります。理事者の入れかえをお願いします。

それでは、議会事務局関係部分に審査を移ります。

議会事務局長よりご挨拶をお願いします。

○ 服部議会事務局長

大変お世話になります。議会費の決算でございますけれども、例年どおりの額でございます

ますけれども、約7億円ということで、約90%が人件費関係でございます。ということで、審査のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 森 康哲委員長

それでは、議案第22号平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、第1款議会費についての審査に入ります。

議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
一般会計
第1款 議会費

○ 森 康哲委員長

なお、本件については、追加資料のご請求がございませんでしたので、質疑から入りたいと思ひます。

それでは、質疑がございましたら、発言願ひます。

○ 樋口龍馬委員

済みません、よろしくお願ひします。

決算常任委員会資料7ページの他市議会からの視察対応のところについてお尋ねをいたします。以前、議会として視察を受ける場合は、視察した土地での宿泊を促すなどのことが他市町では見られるという話があったんですけれども、今回の決算審査に当たって、そういう、なるべく四日市市で宿泊をしていただきたいなり、四日市市で昼食をとっていただきたい等の促しというのは行ってきたかどうか確認をさせていただきます。

○ 清水議会事務局議事課長

視察を受け入れる場合、必ずお昼あるいは当市に宿泊をいただくようにご依頼はしております。その中で、他市議会との視察の関係で泊まっただけでない場合は、少なくともお昼は食べていただくような形でお願ひはしておる状況でございます。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。

こういったところで食事をとればいいのかといった問い合わせもあろうかと思いますが、何か根拠のようなものは持ってお勧めをしてみえたりはするのでしょうか。あれば教えていただきたいと思います。

○ 清水議会事務局議事課長

B級グルメのとんてき、そういったところのご紹介等をさせていただきながら、マップも視察資料に入れさせていただいております。その他、お好みによって、おっしゃっていただいたところでご紹介をさせていただくような形で対応しております。

○ 樋口龍馬委員

四日市市の町なかから外れたお店なんかも多々ありますので、なかなか紹介も偏ってしまいがちで難しいところはあると思うんですが、その辺、観光推進室と連絡をしたりしながら、今後も進めていただきたいなと思います。

平成24年度がピークになっておるんですけれども、数で言うと、ここから日経グローバルの関係でふえてくることも予想がされると思うんですが、ちょっと決算審査から外れるかもしれないですけれども、お許しいただけるならば、今後の対応という点で、計画のようなものがあれば、職員対応が1名増という形で十分なのか、それは部局内のやりくりの中でしっかりと対応していけるのかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○ 服部議会事務局長

視察対応だとか、それから、あと、議員政策研究会の活動等も活発にやっていただいておりますもので、確かに職員のそういう時間外はふえつつある傾向にあったわけですが、平成25年度から1名増員をいただきましたもので、それによって時間外勤務の時間数というのは減らすことができますので、今年度の視察件数につきましては、傾向としては、去年の同期比よりも多い状況にはあるというふうに聞いておりますけれども、議会改革だけじゃなくて、他の執行部の関係の視察もふえておりまして、去年よりは多い数字で推移をしておりますけれども、今後も今年度、議会改革の関係ではまた昨年以上になってくるのかなというふうに思っておりますけれども、今のところは現体制で、説明のマニュアル等もつくって、できるだけ誰でもある程度説明をできるようにしておりますも

ので、現体制でしばらくは対応できるんじゃないかというふうに思っております。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

それでは、他に質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

特段、反対討論もございませんでしたので、簡易採決でいきたいと思えます。

それでは、議案第22号平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、第1款議会費について、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、第1款議会費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、次の事項に移りますので、理事者は退室をお願いします。インターネット中

継を終了してください。

議案の審査等はこれで全て終了しましたので。ちゃんと切りましたので。

それでは、休会中の所管事務調査について確認を行いたいと思います。

まず、所管事務調査として、実施する日程から確認をさせていただきます。

議会報告会、市民意見のフィードバックについて確認する関係上、議会報告会実施後の議会運営委員会の前後でそれぞれ1日ずつ、計2日間、日程を確保する必要があります。

つきましては、それぞれ2案提案をしてございますので、いずれかの日程に決めたいと思います。皆さん、スケジュール帳ってお持ちでしょうか。

じゃ、一旦ここで休憩を挟みますので、1時40分再開でお願いしたいと思います。再開は1時40分からということをお願いします。

13:30 休憩

13:40 再開

○ 森 康哲委員長

確認したいと思います。

10月24日の金曜日か10月31日の金曜日、このどちらかの日程で、都合の悪い方、おみえになりますでしょうか。10月24日が2人とも都合が悪い。10月31日はよろしいでしょうか。毛利委員、10月30日は都合悪いですか。

○ 毛利彰男委員

いいです、はい。お願いします。

○ 森 康哲委員長

じゃ、10月31日のほうでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

じゃ、10月31日の金曜日に開催したいと思いますので、よろしくお願いします。

10月31日は午後ですね。1時半から。1回目が10月31日の金曜日、午後1時半から開催をしたいと思います。

続きまして、2回目の日程の確認をしたいと思います。11月14日の金曜日か11月17日の月曜日のうちのどちらかの日程で都合の悪い方。

○ 樋口龍馬委員

11月17日が。

○ 森 康哲委員長

11月17日。毛利委員。

○ 毛利彰男委員

11月17日、四日市港管理組合の議会。

○ 森 康哲委員長

四日市港管理組合の議会。

○ 日置記平委員

11月14日が四日市港管理組合の議会。じゃ、今回は17日にさせてもらわなあかんのやな。

○ 藤井浩治委員

事務局チェックしてあるやろ。

○ 日置記平委員

本当やな。

○ 石川善己副委員長

できれば僕も11月17日にやっていただくのがありがたいのは、ありがたい。

○ 日置記平委員

11月17日は、毛利委員ええの。

○ 毛利彰男委員

あかん、会派視察。

○ 日置記平委員

11月17日が。で、11月14日もあかんの。

○ 毛利彰男委員

11月14日は四日市港管理組合の議会。

○ 日置記平委員

両方ともあかんのやんか。そやけど、それ、何で事務局わからんの。まだ、あんたんと
ころの会派、届け出ておらんの違うの。

○ 清水議会事務局議事課長

四日市港管理組合議会の海外調査は、11月10日から11月13日とお聞きしております。

○ 笹岡秀太郎委員

11月10日から11月13日が四日市港管理組合議会の海外調査やった。

○ 日置記平委員

じゃ、11月14日はええわけやな。

○ 森 康哲委員長

11月14日の金曜日の午前10時からでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

じゃ、第1回目が10月31日の金曜日の午後1時半から、2回目が11月14日の金曜日の午前10時からとさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、続きまして、所管事務調査として実施する事項について確認をさせていただきます。

所管事務調査として実施する事項として、何か案がある方は発言をお願いします。

○ 毛利彰男委員

一任。

○ 森 康哲委員長

正副一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

はい。

○ 委員

今何か案はあるの。

○ 森 康哲委員長

ないですね。今、これといったものはないですので、また後日、正副委員長で用意をさせていただきますので、よろしくお願いします。

それで、議会運営委員会において議会報告会の市民意見を整理する中で、特段、総務常任委員会に戻ってくる事項がなければ、これは開催しないという。

○ 栗田議会事務局主事

議会報告会での意見をまとめて、整理していただくわけですがけれども、それを議会運営委員会のほうに上げていただいて、その中でもう少し総務常任委員会の中でこの案件につ

いては深めていくべきですねというふうな事項が定まれば、それを所管事務調査として、2回目の日程でしていただくというふうな形での押さえというふうなことでございまして、それがなければということ。

○ 森 康哲委員長

もしそういう場合は、また皆さんに報告させていただきます。

それでは、3項目めの調査報告書の確認に入ります。

これは、7月25日に実施しましたパブリックコメント、市政アンケートの現状と回収率についての所管事務調査の内容についてまとめたものでございます。

本件につきましては、議会の最終日に報告する必要がありますので、委員の皆様方におかれましては、内容をご確認いただきまして、修正がある場合は、9月26日の金曜日までに事務局までご連絡を下さい。よろしくお願いいたします。

本件につきましては以上となりますので、次の事項に移りたいと思います。

8月定例会議会の議会報告会につきまして、お手元の総務常任委員会議会報告会進行表という資料を配付させていただいております。この報告会の役割分担を決めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料のうち、空欄となっている部分の役割分担について確認してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、現地に18時、常磐地区市民センターに集合をしていただきまして、最終の打ち合わせをさせていただく。18時半に開会をさせていただいて、まず、私、委員長が挨拶をさせていただきます。また、議会報告会の開催趣旨等の説明をここでさせていただきます。18時35分からの司会を決めていただき、報告者を決めていきたいと思います。

まず、この議会報告会の司会をどなたかにやっていただきたいと思いますが。

○ 樋口龍馬委員

副委員長。

○ 森 康哲委員長

副委員長でよろしいですか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

じゃ、石川副委員長にやっていただくことにします。

報告の部分ですが、上から順番にそれぞれ発言を多くされた方を中心に決めていきたいと思いますが、1番の危機管理監は。

○ 笹岡秀太郎委員

この順番に報告を全委員がするというイメージで受けとったんやけど、一般的にじゃないけど、委員長のほうから全て一括報告という手もあるんやけど、これを選んだ理由はありますか、何か。

○ 森 康哲委員長

総務常任委員会自体が両方のやり方をとっていたと思います。委員長が報告する、一括でする場合は、初めの議会、6月定例会議会のときに議案が少ない部分は委員長が一括して報告をさせていただいた。8月定例会議会や2月定例会議会などのボリュームがたくさん見込めるところに関しては、いわゆる質疑をされた方が思いを持って報告をさせていただければいいのかなと、そういうことだと思います。

それでは、危機管理監の所管部分で、我こそはという方。これ、7人、委員さん、振り分けさせていただけると思いますので、それぞれ1人ずつお願いしていきたいと思います。

○ 笹岡秀太郎委員

しつこいようやけど、委員長で一括報告ではあかんの。

○ 森 康哲委員長

皆さんの役割がそれぞれ発言されたい部分があるのではないかなと思いますけれども。

○ 笹岡秀太郎委員

僕はもうパスでよろしいわ。

○ 森 康哲委員長

前回と同じように、私1人でよろしいですか。

毛利委員、何かたくさん発言されたので。

○ 毛利彰男委員

委員長さん、ご苦労さまですけど、もう一度やっていただければ、こんなありがたいことはないのです。

○ 笹岡秀太郎委員

質問等があれば、そのときにまた振ってもらえばいいと思います。

○ 毛利彰男委員

ご足労ですけれども、そうしていただくとありがたいですね。

○ 森 康哲委員長

皆さんのそういう要望があれば、じゃ、私が一括報告をさせていただいて、質疑は皆さんでお受けいただけると。

○ 日置記平委員

了解。

○ 森 康哲委員長

よろしくをお願いします。

それでは、シティ・ミーティングのほうに移りたいと思います。

シティ・ミーティングは19時40分からということになっておりますけれども、司会のほうはどなたがよろしいですかね。

○ 毛利彰男委員

副委員長さんで。

○ 日置記平委員

そうやね。前もそうやったな。司会上手やし。

○ 森 康哲委員長

閉会の挨拶を石川副委員長にお願いしようと思っているんですけども。

○ 石川善己副委員長

閉会の挨拶は委員長とか、大先輩の皆様がたくさんお見えなので。

○ 森 康哲委員長

私と藤井委員のほうは海外視察の関係で、どうしてもちょっと時間の制約があって、このぎりぎりまでいられるかどうかわからない状態で、途中で抜けさせていただく場合もあると思いますので、一応、ここではちょっと抜いておいて。

じゃ、石川副委員長に司会進行と最後の閉会の挨拶ということで、よろしくお願ひします。

○ 山本里香委員

お二方は何時くらいまでいられることになっているんですか。

○ 森 康哲委員長

今ちょっと電車の時間を調整をしていただいています、多分、向こう、零時過ぎぐらいに着くぐらいの感覚で、今、調整をしています。

あと何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

じゃ、これにて全部終了いたしましたので、総務常任委員会を終了します。どうも、お疲れさまでございました。

1 3 : 5 4 閉議